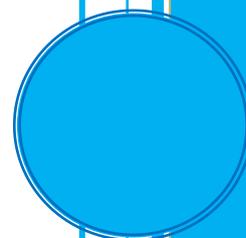


令和元年度 新富町事業実施計画書

令和元年 6 月

新富町



第1節 暮らし・環境

1. 生活環境
2. 自然環境保全・公害

1. 生活環境

① 暮らしのインフラ

幹線道路整備事業

8,891 万円

担当：都市建設課

- ◆ 幹線道路については引き続き計画的に整備します。
- ① 佐土原～木城線道路改修工事
- ② 末永～鬼付女線道路改修工事
- ③ 越馬場～野中線橋梁詳細設計委託業務
- ④ 道路施設等基礎調査委託業務
- ◆ 国道10号三納代地区事業推進を国に強く要望します。
- ◆ 新富町スマートインターチェンジ設置に向け関係機関と連携を計りながら事業を推進します。

幹線以外の道路整備及び交通安全対策事業

1億9,370万円

担当：都市建設課

- ◆ 町民生活の向上及び安全な道路の整備、管理に努めます。
- ① 駅前周辺整備道路改良工事
- ② 永牟田線道路改良工事
- ③ 円明寺線道路改良工事
- ④ 中村～竹淵線道路改良工事
- ⑤ 江梅瀬～西田線道路改良工事
- ⑥ 楠～西畦原線道路改良工事
- ⑦ 八幡～大淵線道路改良実施設計委託業務
- ⑧ 祇園原～駒取線舗装補修
- ⑨ 末永～鬼付女線舗装補修
- ⑩ バス停留所屋根設置工事
- その他町道維持補修など

町内IT化の促進

担当：総務課

- ◆ 光ファイバーによる情報通信基盤を活用したIP告知放送の内容拡充を検討します。
- ◆ IP告知端末を利用した町内行事等の情報発信の方法を検討します。

コミュニティバス事業

663 万円

担当：総合政策課

- ◆ 移動手段を持たない方に対し、日常生活に必要な交通手段として町内全域にコミュニティバスを運行します。

水資源の保全

1,772 万円

担当：水道課

- ◆ 安心して、おいしく飲める水の供給のために、関係機関と連携して、一ツ瀬川流域の水質監視と水質管理情報についても共有化を行ない、一ツ瀬川の水質保全を図ります。
- ◆ 水は限られた資源であることから、水の持つ役割や大切さを理解し貴重な水資源の有効活用のため、有収率の向上を図ります。

上水道施設の整備、災害時に備えた上水道の確保

6,467 万円

担当：水道課

- ◆ 上水道施設の適正な管理に努めるとともに、老朽化した設備の計画的な整備に努めます。
 - ① 浄水場気中開閉器更新
 - ② 平伊倉水源池ポンプ更新
 - ③ 浄水場汚泥引抜弁更新
 - ④ 浄水場電気計装盤及び発電機更新設計業務委託
 - ⑤ 水道マッピングシステム構築業務委託
- ◆ 水の安定供給を図るため、老朽化した配水管の計画的な整備を実施します。
 - ① 富田浜入江線配水管布設替工事
 - ② 春日地区配水管布設替工事
- ◆ 町道道路改良工事に併せて、配水管の計画的な整備を実施します。
 - ① 日向新富～鬼付女線配水管布設工事
 - ② 末永～鬼付女線配水管布設替工事
- ◆ 水圧不足地域解消のため、配水管の計画的な整備を実施します。
 - ① 祇園原～向原線配水管布設替工事

② 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政

防火体制の向上

2,354万円

担当：総務課

- ◆ 消防団組織の充実
 - ① 消防団員の確保を図ります。
 - ② 女性消防団員（ラッパ隊員）の加入促進を図ります。
- ◆ 消防車両（第4部・第6部）を更新します。

救急体制の強化

135万円

担当：総務課

- ◆ 関係機関と連携したドクターヘリの運用を行います。

住民と一体となった防災体制の構築の推進

12万円

担当：総務課

- ◆ 自主防災組織設立の環境づくり
 - ① 区長会等で組織づくりのための情報を提供します。
 - ② 自主防災組織の未設置地区への組織設置を推進します。
 - ③ 自主防災組織、消防団等で県が行う防災士養成研修を受講し、地域等における防災リーダーの育成を図ります。なお、資格取得に必要な防災士試験受験料と防災士認証申請料を助成します。
- ◆ 自主防災組織への活動支援
 - ① 自主防災組織を結成した地区に対して、発電機や投光機等の防災資機材を配置します。
- ◆ 防災訓練の実施
 - ① 地区と連携して防災訓練を行います。また、防災講話などによる防災意識の啓発を行います。

災害時体制の強化の推進

3,161万円

担当：総務課

- ◆ 総合的な災害時体制の強化
 - ① 災害時の物資提供等の体制を確立するため、関係事業所との支援協定を計画的に締結していきます。
 - ② 地域住民と連携した避難訓練を実施します。
 - ③ 防災行政無線放送施設（移動系設備）の更新を行います。
 - ④ 県の浸水想定見直しに伴う洪水ハザードマップの更新を行います。
 - ⑤ 災害防災体制の強化を図るため、地域防災計画等の見直しを行います。

木造住宅耐震診断事業**54 万円**

担当：都市建設課

- ◆ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた木造住宅について、耐震診断を行います。（予定戸数：10 戸）※1 戸当たり 6 千円の個人負担が必要

木造住宅耐震改修事業**575 万円**

担当：都市建設課

- ◆ 耐震診断によって耐震基準を満たさないと判定された木造住宅に対して、その所有者が行う耐震改修の工事に要する費用の一部を補助します。

危険ブロック塀撤去促進事業**52 万円**

担当：都市建設課

- ◆ 小中学校付近の住宅危険ブロックに対して、その所有者が行うブロック塀撤去に要する費用の一部を補助します。

安心安全な町づくりの推進**217 万円**

担当：総務課

- ◆ 地域住民等から設置要望があった箇所に防犯灯を設置します。また、機器の長寿命化と電気料の負担軽減を図るため、照明器具に LED を採用します。
- ◆ 青色パトロール車を活用した巡回を実施します。
 - ① 交通安全運動期間に合わせて、啓発キャンペーン等を実施します。
 - ② 児童・生徒の下校時間に合わせた安全パトロールを毎日実施するとともに、毎月第 3 金曜日に「見守り隊」と合同で安全パトロールを行います。
- ◆ 防犯・交通安全情報を提供する「新富町メール配信サービス」の登録促進を行います。

交通安全対策**322 万円**

担当：総務課

- ◆ 見通しの悪い交差点や危険箇所等にカーブミラー、注意喚起を促す看板を設置します。
- ◆ 高齢運転者の交通事故防止策として、65 歳以上の方の安全運転サポート車の購入費用を一部助成します。

消費者行政の啓発**42 万円**

担当：町民課

- ◆ 消費者相談窓口について広報誌やホームページに掲載し町民の皆様への周知を行います。
- ◆ 消費者の安全と安心を確保するために、西都児湯消費生活相談センターと連携して、相談者の悩みや問題などの早期解決を継続的に行います。
- ◆ 町主催のイベント時に消費者啓発活動をより一層強化し、消費者教育の拡充に今後とも努めます。

③ 基地対策**騒音対策**

担当：基地対策課

- ◆ 基地騒音の軽減に対する町民の要望が強い住宅防音工事のさらなる推進を図ります。告示後住宅の防音工事については、平成 26 年 4 月から 85W以上の区域で国が定めた項目に該当する住宅に対して住宅防音工事が開始されましたが、まだ対象となっていない告示後住宅の防音工事ができるよう国に働きかけます。また、住宅防音、空調機等の機能復旧工事については、待機住宅の早期解消を国に働きかけます。

障害防止対策

担当：基地対策課

- ◆ 米軍の移転訓練や空母艦載機着艦訓練期間中は、庁舎内に連絡本部等を設置し、町民の不安解消を図るとともに、情報の収集・提供を充実させます。
- ◆ 米軍再編に係る 21 項目の覚書について、年 1 回九州防衛局と町関係各課により検証を行い、安心・安全対策や地域振興策等について協議を行います。

生活環境整備**504 万円**

担当：基地対策課

- ◆ 基地周辺財産によって発生する諸問題について、迅速に対応できるよう国（熊本防衛支局、新田原基地）との連絡を密にします。
- ◆ 基地内および周辺財産の樹木等の伐採や管理への対策を申し入れます。
- ◆ 激甚地区を対象に生活道路の整備を行います。
- ◆ 各地区が管理する集会所に、各地区が空気調和機器等を設置する場合に補助を行い、地区活動の活性化を図ります。

緑地広場整備

担当：基地対策課

- ◆ 町が指定する周辺財産の緑地帯の整備を国と協議し進めていきます。

④ 住宅、公園、緑地、環境美化

町営住宅整備事業

1億493万円

担当：都市建設課

- ◆ 防衛省住宅防音事業で設置した町営住宅の空調機器について、設置から10年以上経って機能が低下した機器の機能復旧を行います。(50台取替)
- ◆ 新町新団地A棟の外壁改修を行います。
- ◆ 宮ヶ平団地A棟およびB棟の屋根改修を行います。
- ◆ 政策空家住宅の解体撤去を行います。

富田浜公園改修事業

350万円

担当：都市建設課

- ◆ 富田浜公園の改修に向けて、基本計画を行います。

空き家等の利活用

1,035万円

担当：総合政策課

- ◆ 空き家バンクを創設し、空き家の所有者に同バンクへの登録を勧めるとともに、登録物件のリフォーム等に関する費用を一部助成し、移住定住の促進を図ります。

活用できる補助金等	内容
新富町空き家バンクリフォーム等補助金	
町内施工業者によるリフォーム	リフォーム費用（併用住宅の場合は、住宅以外の用途に係る費用を除く。）の1/2を助成します。上限額は100万円。
町外施工業者によるリフォーム	リフォーム費用（併用住宅の場合は、住宅以外の用途に係る費用を除く。）の1/4を助成します。上限額は50万円。
家財道具等撤去	空き家の受け渡し前に空き家から家財道具等を撤去する費用の1/2を助成します。上限額は20万円。

地域おこし協力隊の受入**3,086 万円**

担当：総合政策課

- ◆ 都市部からの住民を地域おこし協力隊員として受け入れ、地域活性化に貢献してもらうとともに定住の促進を図ります。

⑤ ごみ処理・リサイクル**適正なごみ処理****2 億 8,420 万円**

担当：都市建設課

- ◆ ごみの分別収集を徹底し、適正な一般廃棄物の処理を行います。また、資源ごみについては西都児湯クリーンセンターにて適正処理を行い、循環型社会の形成に努めます。
- ◆ 1市5町1村で、適正なごみの処理や減量化について検討していきます。
- ◆ ごみ収集所に排出されたごみが、適正に収集運搬されるよう監視します。
- ◆ 塵芥中間受入施設（旧藤山）の搬入ごみについて適正に管理運営を行ない、搬入されたごみを適正に処分します。
- ◆ 町内の各地区のごみ収集を迅速にし、町民の衛生的な生活環境を保持していきます。

ごみ減量化及び資源リサイクルの推進**179 万円**

担当：都市建設課

- ◆ 定期的にごみの分別やリサイクルについての啓発を行います。
- ◆ ごみ分別の徹底と再資源化について啓発し、循環型社会の形成に取り組みます。
- ◆ 西都児湯クリーンセンターで行う「環境フェスタ」を通じて、環境保全等について啓発していきます。
- ◆ 生ごみを削減するためコンポストの普及を進めていきます。

⑥ 火葬場施設・墓地**火葬場の運営・設備****1,149 万円**

担当：都市建設課

- ◆ 平成 27 年度に完成した、環境に配慮した近代的な火葬場の効率的な維持管理を進めていきます。
- ◆ 火葬場運営について、1市5町での広域取組みとして進めていきます。

墓地の管理

27万円

担当：都市建設課

- ◆ 各地区の墓地に関する相談窓口になります。
- ◆ 墓地改葬について住民に周知します。
- ◆ 町営墓地を適正に管理します。

第2節 健康・福祉

1. 保健・健康づくり・医療
2. 国民健康保険
3. 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険
4. 障がい者福祉
5. 児童福祉
6. 低所得者福祉・母子父子家庭福祉

1. 保健・健康づくり・医療

健康管理体制の充実

1,733 万円

担当：いきいき健康課

- ◆ 特定健康診査・特定保健指導を推進し、生活習慣病の予防を重点的に実施するとともに、検査結果に応じて家庭訪問による個別指導等を行います。
- ◆ 疾病予防対策として、保健相談センターを拠点に健康教育・健康相談の充実を図ります。
- ◆ 健康に対する正しい知識の普及・啓発のため、地域に出向いての健康教室や栄養指導等を行います。
- ◆ 町と宮崎大学医学部との官学連携で生活習慣病の疾病予防対策等に関する調査研究を行います。

活用できる補助金等	内容
国民健康保険特定健康診査	国民健康保険加入者の 20 歳以上 75 歳未満の方を対象に無料で実施します。
出前健康教室	健康講話や料理教室などを地域に出向いて開催しています。申し込みにより随時ご要望に応じています。

自殺対策事業

21 万円

担当：いきいき健康課

- ◆ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死、その多くが防ぐことができる社会的な問題、自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多いという基本認識のもと「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。
- ◆ 自殺対策啓発用パンフレットやこころの電話帳などを配布し、住民一人ひとりが自殺予防のために行動「気づき」「つながり」「見守り」ができるよう広報啓発に取り組みます。
- ◆ 自殺の可能性が高い世代を中心に“こころの相談票”を送付し、希望する対応に応じて相談や専門機関への紹介等を行います。
- ◆ 自殺対策ボランティア団体と連携し、見守り活動や啓発活動を行います。

町民の健康を守る取組の推進

8,270 万円

担当：いきいき健康課

- ◆ 乳幼児、児童・生徒が感染症に罹患することを予防するとともに、罹患しても重篤にならないために、予防接種の助成を行います。
- ◆ 受診率向上のため、子宮頸がん検診、大腸がん検診、胃がん検診、前立腺がん検診、肺がん検診、乳がん検診の助成を行います。
- ◆ 肺がん検診に CT 検診を、子宮頸がん検診に HPV 検査、胃がん検診に A B C 検診（胃がんリスク検査）を追加し、より精度の高い検診を実施し、がんの早期発見・早期治療につなげます。
- ◆ 特定健康診査の受診率向上を図り、保健指導の充実をはかります。
- ◆ 訪問・面接・電話による保健指導や慢性腎臓病（CKD）予防教室等を実施し、住民の生活習慣へのふりかえりにつなげます。

- ◆ 健康増進を目的に、肝炎ウイルス検査・歯周病検診を行います。
- ◆ 食生活改善推進員と連携し、地産地消・食育・食生活の改善を行い、全ライフステージにあるものが、食を通じた健康づくりを实践できるよう支援します。

活用できる補助金等		内容
予防接種助成	定期予防接種	BCG，四種（二種）混合，麻疹・風疹，日本脳炎，子宮頸がん，ヒブ，肺炎球菌（小児・高齢者），水痘，B型肝炎，インフルエンザ（高齢者）の予防接種を、対象年齢の期間中は小児に対しては全額、高齢者に対しては一部助成します。
	任意予防接種	おたふくかぜ，ロタウイルス予防接種に対する一部助成を行います。
各種がん検診助成	全額助成	65歳以上・31歳（子宮頸がんのみ）・41歳・51歳・61歳・40～64歳で特定健診を5か年（平成26～30年度）継続して受診している方は、再編関連訓練移転等交付金を活用して、すべてのがん検診を無料でを行います。（前立腺がんは51歳・61歳）
	一部助成	各種がん検診の対象者に対し、一部助成を行います（健康カレンダー参照）。
肝炎ウイルス検査・歯周病検診		肝炎ウイルス検査は、今まで検査を受けたことがない41歳、46歳、51歳、56歳、61歳の方へ無料で検査を行います。 歯周病検診は、40歳・50歳・60歳・70歳の方を対象に、検査費用を町が一部助成し町内の歯科医院で検診を実施します。

結核対策の推進

275万円

担当：いきいき健康課

- ◆ 結核は今でも全国で1年に15,000人以上の新しい患者が発生し、年間2,000人以上が命を落としている日本の重大な感染症です。こうしたことから、関係団体、地方公共団体および関係省庁との十分な協力の下で結核対策を推進しています。
- ◆ 結核に関する正しい知識を周知広報し、その予防に十分な注意を払います。
- ◆ 患者等の人権が損なわれないよう結核検診を推進し、早期発見・早期治療に取り組みます。

活用できる補助金等	内容
結核検診	65歳以上の方を対象に無料で実施します。

地域医療体制の整備

1,672万円

担当：いきいき健康課

- ◆ 町民の医療分野におけるニーズの多様化や救急医療体制、医師・看護師不足などの問題について、関係機関と連携し、よりよい地域医療体制づくりを目指します。

2. 国民健康保険

国民健康保険

21 億 7,713 万円

担当：いきいき健康課

- ◆ 国民健康保険事業においては、適切な医療給付を行うことが義務付けられていますが、これは被保険者が傷病にかかった後の措置となります。そのため、保健事業により被保険者の傷病の発生を未然に防止することや、早期発見・早期治療により重症化・長期化を防ぎ、健康の保持増進を図ることが極めて重要です。また、特定健康診査などの結果に基づいた適切な保健指導を行うなど、早期発見・早期治療を行い、医療費の節減に取り組みます。

活用できる補助金等	内容
脳ドック助成	国民健康保険加入者を対象に 200 人を定員に実施します。通常は 3 万円程の費用がかかりますが、助成により本人負担は 6,000 円となります。 ただし、過去 2 年以内に受診された方は、助成の対象外になります。
人間ドック助成	国保加入者で医療機関において人間ドックを受けられた方に対し、特定健診相当額を助成します。

3. 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険

高齢者の健康づくり

441 万円

担当：いきいき健康課

- ◆ 高齢化が進むにつれて、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合は急増しています。そのため特定健康診査や特定保健指導等を充実させ、壮年期を健康に過ごすことで、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことが極めて重要です。
- ◆ 町民一人ひとりが自らの健康づくりに積極的に取り組むとともに、町が健康教育・健康相談を推進することで、高齢者が安心して生活できる環境づくりを目指します。

活用できる補助金等	内容
すこやか高齢者健康診査	75歳以上の後期高齢者医療保険加入者を対象に実施します。

介護自主予防教室助成事業

108 万円

担当：福祉課

- ◆ 地域で自主的な介護予防を展開する教室に対し、講師謝金の一部を助成（3B体操教室、ダンベル教室等）します。

活用できる補助金等	内容
地域介護予防活動支援事業助成金	10名以上の高齢者を対象として、地域介護予防活動事業を自主的におおむね通年1年以上継続して実施している教室に対し、講師謝金を助成します。※教室1回5,000円、（月4回、年24万円まで） ※1回当たり5,000円未満の場合には講師謝礼金支払額の90%を上限

地域介護予防活動支援事業

181 万円

担当：福祉課

- ◆ 地区が中心となり公民館において、おもりを使用した筋力トレーニング（キラリ輝き体操）を行い、筋力アップすることで介護状態になることを予防する教室の支援を行います。
 - ① 週1回うち最初の4回のみインストラクター（理学療法士等）による技術指導
 - ② 体力測定必要時測定

一般介護予防事業

83 万円

担当：福祉課

- ◆ 65歳以上の高齢者であればどなたでも参加できる、憩いの場（こむずカフェ）を提供します。曜日によってメニューが異なり、運動指導士を講師とした体操も行います。

高齢者のいきがづくり

87 万円

担当：福祉課

- ◆ 老人クラブ連合会において生涯学習講座やボランティアへの参加など生きがづくりの充実を図ります。

生活支援体制整備事業**630 万円**

担当：福祉課

- ◆ 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、「資源開発」「ネットワーク構築」「ニーズと取組のマッチング」等を実施する生活支援コーディネーターを配置します。

居場所づくり事業**50 万円**

担当：福祉課

- ◆ 高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者等の居場所を確保することを目的に活動する団体等に対し補助金を交付します。

認知症総合支援事業**478 万円**

担当：福祉課

- ◆ 認知症の人が安心して暮らし続けるために、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等をおこなう認知症地域支援推進員を配置します。
- ◆ 認知症カフェ（オレンジカフェ）を開設することで、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担を軽減します。
- ◆ 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

配食サービス**250 万円**

担当：福祉課

- ◆ 安否確認を目的として、おおむね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯や身体障がい者であつて、調理が困難な方等に対する配食サービス利用料の費用を一部負担します。（週 5 回まで）
自己負担額：（普通食）1 食 300 円・（治療食）1 食 400 円

おむつ給付**100 万円**

担当：福祉課

- ◆ 在宅のおおむね 65 歳以上の要介護高齢者や認知症高齢者及び重度の身体障害者（児）に対し、おむつの給付を行います。※1 人 月 5,000 円分まで安

介護手当**180 万円**

担当：福祉課

- ◆ 在宅の要介護者等の介護者に対し、介護手当を支給します。
※要介護者等 1 人の介護につき 月額 10,000 円

高齢者医療**3億8,477万円**

担当：いきいき健康課

- ◆ 75歳以上の高齢者においては、働いている方の割合が少なく、一方で通院・入院をされる方が多い傾向にあります。後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費を全員で支える仕組みです。医療費の負担割合は、国・県・市町村が約5割、若い世代が加入する医療保険が約4割、被保険者の方々がお支払いいただく保険料総額が約1割となっています。また、医療機関での窓口負担は、一般の方が1割で現役並み所得の方が3割となっています。

在宅医療・介護連携推進事業**102万円**

担当：福祉課

- ◆ 東児湯5町で児湯医師会を中心に在宅介護・医療連携を進めるにあたり、都農町に「児湯医療介護連携室」を置き、5町で共通する問題は連携室で取り組み、本町の問題は自町で取り組みます。

介護予防・日常生活支援総合事業**1,174万円**

担当：福祉課

- ◆ 虚弱な高齢者に対し、緩和した基準によるサービスや住民主体によるサービス、保健・医療の専門職による短期集中予防サービス等を町独自でおこないます。

地域ケア会議推進事業**127万円**

担当：福祉課

- ◆ 個別ケース検討会である個別会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組むことで、介護給付の適正化や必要なインフォーマルサービスの構築を目指します。

4. 障がい者福祉

在宅障がい者福祉サービス利用者の負担軽減事業

111 万円

担当：福祉課

- ◆ 障がい者は福祉サービス利用料の1割が自己負担となっていますが、自己負担の2分の1の町助成を行います。

障がい者等相談支援事業

250 万円

担当：福祉課

- ◆ 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用支援など必要な支援を行う事業で、虐待防止、早期発見のための関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な援助を専門性のある相談員が配置されている事業所に委託して行います。

人工透析患者福祉手当

210 万円

担当：福祉課

- ◆ 人工腎臓による血液透析療法の治療を受けている患者の通院交通費の一部を助成し、透析患者の健康維持と福祉の増進を図ります。

重度心身障がい等児童福祉手当

226 万円

担当：福祉課

- ◆ 精神又は身体に重度の障害を有する児童（20歳未満）に対し支給し、児童の福祉の増進を図ります。また、今年度から支給対象として、小児慢性特定疾病児童を追加します。
※1人あたり 4,000円/月

日常生活用具給付

393 万円

担当：福祉課

- ◆ 日常生活用具の給付を通じて、障害のある方の日常生活の利便を図ります。

日中一時・移動・訪問入浴支援事業

1,060 万円

担当：福祉課

- ◆ 日中一時支援、移動支援、訪問入浴などの生活支援を行います。

地域活動支援センター（I型）

650 万円

担当：福祉課

- ◆ 障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進の基礎的事業に加え、専門職員を配置し、医療福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民のボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

5. 児童福祉

乳幼児・こども及び高校生等医療費助成事業

9,751万円

担当：福祉課

- ◆ 保護者の負担軽減を図り、こどもの健やかな成長と児童福祉の向上を図るため、新富町に住所を有する乳幼児（未就学児）および小・中・高校生等が、保険医療機関等を受診されたときの医療費の一部を助成します。

活用できる補助金等	内容
乳幼児・こども及び高校生等医療費助成	乳幼児医療 1 診療報酬明細書ごとに 350 円（保護者負担分調剤薬局は自己負担なし）を控除した額を助成します。
	こども医療 1 診療報酬明細書ごとに 500 円（保護者負担分調剤薬局は自己負担なし）を控除した額を助成します。
	高校生医療費 1 診療報酬明細書ごとに 650 円（保護者負担分調剤薬局は自己負担なし）を控除した額を助成します。

多子世帯保育料助成事業

555万円

担当：福祉課

- ◆ 安心して子どもを産み育てられる環境創出のため、大学（大学院含む）、専門学校、高等学校、中学校、小学校、保育所（園）および幼稚園に在学している4人以上のこどもを養育している保護者に対し、4人目以降の保育料ならびに入園料の助成（無料）を行います。
※10月から3～5歳児は全ての世帯、0～2歳児は住民税非課税世帯を対象に保育料が原則無料

一時預かり保育事業

1,393万円

担当：福祉課

- ◆ 保護者の傷病などによる緊急時の保育や育児に伴う心理的・肉体的な負担解消のため、保育の需要に対応する保育園への補助を行います。

地域子育て支援拠点事業

2,386万円

担当：福祉課

- ◆ 各地域において、子育て親子の交流などを促進する子育て支援拠点の設置（子育て支援センター）を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、保護者の子育てに対する不安等を緩和し、こどもの健やかな育成を促進します。

障がい児保育事業（私立保育園等）

468万円

担当：福祉課

- ◆ 障がい児保育の充実や障がい児の福祉の向上を図るため、事業に従事する保育士の雇用に要する経費の助成を行います。

延長保育促進事業**360 万円**

担当：福祉課

- ◆ 就労形態の多様化などに伴う延長保育の需要に対応し、保育園が開所時間または利用時間帯を超えて保育に取り組む場合に補助を行います。

不妊治療費助成事業**200 万円**

担当：いきいき健康課

- ◆ 不妊治療費の一部助成を行います。

活用できる補助金等	内容
不妊治療費の一部助成	一般不妊治療（不妊検査、人工授精）については、治療費の 2 分の 1、10 万円を上限に助成を行います。（所得制限・年齢制限なし）
	特定不妊治療（体外受精・顕微授精）については、1 回あたり 15 万円を上限に下記のとおり助成を行います。（所得制限あり） 初めて助成を受けた時の治療開始時における妻の年齢が、 ①40 歳未満の場合、通算 10 回まで。 ②40 歳以上 43 歳未満の場合、通算 7 回まで。

母子保健事業**2,112 万円**

担当：いきいき健康課

- ◆ 妊婦一般健康診査については計 14 回、合計 108,740 円まで助成します。
- ◆ 乳児一般健康診査については計 2 回、合計 11,750 円（5,875 円×2 回）を助成します。
- ◆ 生後 6・7 ヶ月については、乳児一般健康診査を集団でも無料でうけることができます。
- ◆ 幼児の健康の保持・増進のため年に 6 回ずつ 1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診を実施しています。

活用できる補助金等	内容
新生児聴覚スクリーニング検査費の一部助成	AABR：5,000 円 OAE：3,000 円の新生児聴覚スクリーニング検査費を一部助成します。

養育医療**413 万円**

担当：いきいき健康課

- ◆ 身体の発育が未熟なまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていない未熟児に対し、医療の給付を行います。

活用できる補助金等	内容
養育医療	一旦、町が医療機関へ医療に要した自己負担分の費用をお支払いします。保護者等の所得に応じて、自己負担が発生する場合があります。

多子世帯給食費助成**386 万円**

担当：教育総務課

- ◆ 多子世帯の学校給食に係る経費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

放課後児童健全育成事業**5,021 万円**

担当：福祉課

- ◆ 保護者が労働などによって昼間家庭にいない、小学校に就学しているおおむね 12 歳未満の児童に対し、授業終了後に保育所などを利用して適切な遊び場および生活の場を与えます。

放課後児童クラブ支援事業**466 万円**

担当：福祉課

- ◆ 放課後児童クラブの円滑な事業実施のため、放課後児童健全育成事業を実施する施設において、障がい児受け入れのための専門的な知識を有する指導員の確保などを行うための補助を行います。

放課後児童クラブ利用負担軽減事業**731 万円**

担当：福祉課

- ◆ 新富町内に住所を有する児童および新富町外に住所を有し、新富町内の小学校に在学する児童が、町内にある児童クラブを利用する場合に、利用料のうち、8月を除く各月は月額 3,000 円、8月は月額 8,000 円を超えた額のうち 2,000 円を上限として算出した額を助成します。

要保護児童の早期発見及び適切な保護**3 万円**

担当：福祉課

- ◆ 保護者のいない児童、もしくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）の早期発見およびその適切な保護を図るため、新富町要保護児童対策地域協議会において、情報交換を行うとともに、要保護児童に対する支援の内容に関する協議を行います。

病後児保育事業**854 万円**

担当：福祉課

- ◆ 保護者が就労しており、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、保育園などにおいて病気の児童を一時的に保育し、児童の福祉の向上を図ります。
具体的な取組みとして、保育士・看護師等を配置し、静養・隔離の機能を持つ専用スペース（部屋）を確保するなど一定の要件を満たし事業を行う施設に対して補助を行います。

6. 低所得者福祉・母子父子・家庭福祉

ひとり親家庭医療費助成事業

680 万円

担当：福祉課

- ◆ ひとり親家庭の健康増進と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の医療費を助成します。

第3節 教育・文化・人づくり

1. 幼児教育
2. 義務教育
3. 青少年健全育成
4. 生涯学習
5. 文化・スポーツ
6. ボランティア・男女共同参画

1. 幼児教育

家庭教育の充実

担当：福祉課

- ◆ 家庭での幼児教育の重要性について、講習会などで啓発を図るとともに、幼稚園・保育所、関係機関とも連携した各種研修会を開催しながら保護者・地域の理解を得て、家庭教育に対し支援します。

ブックスタート事業・家庭教育支援事業

43万円

担当：生涯学習課

- ◆ 乳児健診に合わせて親子に絵本の配布を行う「ブックスタート事業」の開催により絵本を通じた親子のふれあいを啓発します。
- ◆ 町地域婦人連絡協議会の皆さんによる小学校の参観時の託児事業を支援します。

2. 義務教育

学校施設・設備の充実

2億2,851万円

担当：教育総務課

- ◆ 学校施設の充実に取り組みます。
- ① 富田小学校講堂の改修に向けて実施設計を行います。
- ② 小中一貫教育充実のため、上新田学園のプール改修工事を行います。
- ③ 旧上新田小学校の解体工事を行います。

学力の向上

2,951万円

担当：教育総務課

- ◆ 学習指導方法の工夫改善に努めるとともに小中一貫教育を推進します。
- ① 県教育委員会から指導主事の派遣を受け、専門的な立場から学校への指導助言の強化を図ります。
- ② 「しんとみ学力・授業力向上推進リーダー」による学習指導の工夫・授業改善に係る研究の推進と成果の普及を図ります。
- ③ 非常勤講師の配置の充実、適応指導教室「けやき教室」と学校の連携の充実に図り、各学校の児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導を行います。
- ④ 全中学校区で家庭学習の充実に図ります。
- ⑤ 新田、上新田の小中一貫校の充実及び富田小学校と富田中学校との連携により、学校区の特色を生かした一貫性・連続性のある教育に取り組みます。

読書推進事業の展開

623万円

担当：教育総務課

- ◆ 「読書のまち新富づくり」のもと学校内でも読書活動を推進します。
- ① 学校図書サポーターを学校区ごとに1名ずつ配置し、生涯学習課及び町立図書館との連携のもと、学校図書館のより一層の充実に図ります。
- ② 毎月20日～26日を「ファミリー読書週間」とし、23日を「ファミリー読書の日」とし、町小中学校読書推進委員会を中心に家族での読書活動を推進します。
- ③ 幼保小連携事業を活用し、読み聞かせ交流等を通じて読書活動の充実に図ります。

健康安全教育・食育の推進・道徳教育

担当：教育総務課

- ◆ 体力向上と保健・安全教育の充実、事故防止と危機管理体制の確立を図ります。
- ① 「早寝早起き、歯磨き、朝ご飯運動」を推進します。
- ② 食に関する指導（食育）及び「地産地消の日」「弁当の日」の取り組みを推進します。
- ③ 交通安全指導の推進、緊急非常時体制組織を点検し、対応マニュアルに基づく非常時訓練を支援します。
- ④ 学校の教育活動全体をとおして道徳教育を推進するとともに、体験を通して道徳的実践力を高めます。

生徒指導等の充実**3,973 万円**

担当：教育総務課

- ◆ 学校教育の充実を図ります
- ① 児童生徒の心のケアのため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用します。
- ② 中学生海外派遣を実施し、青少年の国際的な視野を育てます。
- ③ 校務用パソコンの更新を行い学校職員の働き方改革を推進するとともに、情報機器を有効活用したICTを活かした学習環境の充実を図ります。
- ④ 家庭・学校・地域での「あいさつ運動」を推進します。

家庭・地域社会・学校の連携**386 万円**

担当：教育総務課

- ◆ 心豊かな児童生徒の育成を図ります。地域の行事などに積極的に参加し、郷土に誇りを持つ児童生徒の育成を図ります。
- ◆ 遠距離通学児童の負担軽減を図るため、スクールバスを運行します。

特別支援教育の充実**622 万円**

担当：教育総務課

- ◆ 特別な配慮を要する児童生徒に対し必要に応じて支援員を配置するなど、個々の障がいの状況に応じた特別支援教育を推進します。
- ◆ 適応指導教室（けやき教室）を設置し、個々の児童生徒に向き合ってきため細やかな教育を推進します。

いじめ防止対策**1 万円**

担当：教育総務課

- ◆ いじめやそれにつながる生徒指導上の諸問題の未然防止及び早期発見のため、学校や関係各課との連携を図ります。
- ◆ 西都児湯いじめ問題対策専門家委員会等の関係機関と連携して子どもの抱える問題行動の解決や未然防止等に取り組みます。

3. 青少年健全育成

子どもの体験活動支援事業等

54万円

担当：生涯学習課

- ◆ 町内各中学校区で活動する育てる会やキッズキッチン、サタデーサイエンス、子どもフェスティバルなど運営実行委員会やボランティア団体と連携して子どもの体験活動を推進・支援します。
- ◆ 中学生ボランティア団体を設立し、体験活動を推進・支援します。

新富町子ども会育成事業

6万円

担当：生涯学習課

- ◆ 宿泊体験事業やレクレーション活動を通じて、連帯感や達成感、公共心を学ぶ子ども会活動の支援を行います。

青少年の健全育成事業

33万円

担当：生涯学習課

- ◆ 青少年の意見発表の場として青少年の声を聴く集いを開催します。
- ◆ 青少年育成町民会議を中心としたあいさつ運動、青少年の見守りに取り組みます。

4. 生涯学習

新田公民館の移転事業

担当：生涯学習課

- ◆ 河川改修に伴い移転計画がある新田公民館の移転事業に取り組みます。

人権啓発活動の取組

9万円

担当：町民課

- ◆ 新富町人権擁護委員による無料の人権相談所を富田地区、新田地区、上新田地区それぞれ年2回計6回開催します。
- ◆ 人権尊重理念への理解を深めてもらうため、人権週間に合わせて人権啓発活動を行い、人権尊重のまちづくりを推進します。
- ◆ 町内の小中学校及び特別支援学校の児童生徒において、人権を尊重することの大切さについて理解を深めてもらうことを目的に、人権に関する作品の募集を行い、その作品を人権週間等に啓発資料として活用し広く人権意識の普及高揚を図ります。

生涯学習活動の促進

154万円

担当：生涯学習課

- ◆ 町民のニーズ、年齢層にあった生涯学習講座を開講し、学習機会の場を提供します。
- ◆ 各地区における生涯学習活動に対し講師助成を行い、自治公民館活動の生涯学習を支援します。
- ◆ 町民の生涯学習活動の発表の場として「生涯学習ウィーク」を開催し、生涯学習の啓発と推進を図ります。

活用できる補助金等	内容
生涯学習講師助成事業	4,500円/回（申請地区への補助額）

成人式自主運営

27万円

担当：生涯学習課

- ◆ 新成人者より実行委員を募集し、実行委員会組織による成人式の自主企画・運営を支援し、新成人の社会参加を促進します。

5. 文化・スポーツ

読書環境整備及び推進事業

1,073 万円

担当：生涯学習課

- ◆ 読書環境充実のため図書館の蔵書の整備を進めるとともに、「読書だより」を発行し啓発を図ります。
- ◆ 各種団体(実行委員会等)との連携による催しを企画し図書館の利用者の拡大を図ります。

文化財の環境整備及び活用

1,611 万円

担当：生涯学習課

- ◆ 新田原古墳群の整備を継続し、周遊できる空間づくりに努めます。
- ◆ 埋蔵文化財の調査を進めます。
- ◆ 資料館を学習の場として活用を図ります。
- ◆ 関係自治体と連携し、日本遺産等の取組みの研究を進めます。

文化活動の推進

5,845 万円

担当：生涯学習課

- ◆ 文化会館の利活用を円滑に行うため、適正な維持管理を行います。
- ◆ 町内の無形民俗文化活動の継承を支援します。

生涯スポーツ活動の促進

308 万円

担当：生涯学習課

- ◆ 各年齢層に応じた各種スポーツ教室、大会を開催します。
- ◆ スポーツ推進委員の派遣を通じてニュースポーツ等の普及と指導を行います。
- ◆ 全国、九州大会出場に要する費用の助成を行います。
- ◆ 関係各課と連携した健康長寿とスポーツ習慣の意識の醸成を図ります。

活用できる補助金等	内容
スポーツ少年団等全国・九州大会出場助成	九州大会 1 万円/1 名、全国大会 2 万円/1 名を助成します。

体育施設管理及び整備

1,415 万円

担当：生涯学習課

- ◆ 体育施設の適正な管理と整備に向けて調査・研究を行います。

スポーツを通じた交流人口の拡大

担当：生涯学習課

- ◆ スポーツ交流センターのPRを町内外で行い、利用促進を図ります。

6. ボランティア・男女共同参画

ボランティア公募の推進

担当：総合政策課

- ◆ 各種ボランティアを公募し、町ボランティア協議会との密な連携を図りながら活動を推進します。

男女共同参画の推進

担当：総合政策課

- ◆ 新富町男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会の形成に向けて理解を深めるための広報活動に取り組みます。
- ◆ 政策・方針決定に男女の意見がそれぞれ反映されるよう、各種審議会等へ女性の参画を推進します。

第4節 産業・経済

1. 農業
2. 林業・水産業
3. 商業、サービス業、工業
4. 雇用
5. 観光
6. 地方創生

1. 農業

効率的・安定的な水田農業の確立

884 万円

担当：産業振興課

- ◆ 国の制度等を活用し、新規需要米(飼料用稲、米粉米、飼料用米、加工米)の作付や水田後作としてのそば、麦、飼料作物の作付推進などを図り、既存の水田営農から地域の特性を生かした新たな水田営農への転換及び需要に応じた米の生産と水田農業の構造改革を総合的に推進して、生産性の高い水田農業経営の確立を図ります。

活用できる補助金等	内容
水田農業特別対策事業補助金	国の制度等を活用しつつ、主食用米の急激な増減を防ぐことや、新規需要米（WCS 用稲、米粉用米、飼料用米、加工用米）の作付や、水田後作としての麦、そば、飼料作物の作付を推進するため、指定する新規需要米や麦の作付に対して助成します。
水田等有効活用促進事業補助金	経営所得安定対策事業制度の戦略作物として位置づけられている小麦等の作付けを拡大させ、自給力向上と安定した収量確保による農家所得向上を図ることを目的に、新富町内で生産される小麦等に生産に必要な経費（種子・肥料・農薬等）の1/3を助成します。

認定農業者等へ農地の集積

60 万円

担当：農業委員会事務局

- ◆ 農業経営基盤強化促進法を活用し、農業委員によるあっせんを推進し、認定農業者等へ農地の集積を図ります。

新規就農者及び農業後継者への支援

2,275 万円

担当：産業振興課

- ◆ 農業後継者の確保と就農意欲の増進、担い手の育成、更には円滑な農業経営の継承を目指して、新規就農者及び農業後継者への支援を行います。

活用できる補助金等	内容
農業次世代人材投資事業 (経営開始型)	認定新規就農者に対し、最大年間 150 万円（夫婦型は 1.5 倍）を最長 5 年間支給します。支給に際しては、土地・機械類の権利関係、経営主宰権の有無など諸々の支給条件があります。また、農業後継者については、新技術の導入など、新規就農者と同程度のリスクを負っていることも条件になっています。
新富町就農支援交付金	平成 20 年 4 月以降に就農した者であり、就農から 1 年以上経過し、かつ 45 歳未満の方を対象に、就農時に 50 万円、就農後 5 年以内に農業経営を開始した場合、追加で 50 万円（合計 100 万円、1 回のみ）を支給します。 なお農業次世代人材投資資金（経営開始型）を受給中の方は除きます。

新富町農業活性化プロジェクト事業 **715 万円**

担当：産業振興課

- ◆ 町内外からの新規就農者等に対する就農支援として、新規就農受入支援システム及び支援体制の構築に取り組むとともに、町の基幹産業である農業の発展と農業従事者の確保を図ります。

新富そばの安定生産の推進 **18 万円**

担当：産業振興課

- ◆ 新富そばの安定生産を行うために種子の導入に対して支援を行います。

農業用ハウス強靱化事業 **2,384 万円**

担当：産業振興課

- ◆ ハウスの保守及び補強や防風ネットの設置により災害への耐候性を向上させるための資材等への支援を行います。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業 **2 億 9,263 万円**

担当：産業振興課

- ◆ 地域農業において中心的な役割を果たしている農業法人等による産地の基幹施設の導入支援を行います。

有害鳥獣対策 **113 万円**

担当：産業振興課

- ◆ 年々被害が拡大するサル、イノシシなどの有害鳥獣の駆除等に対して専門の駆除員を配置して、農作物の被害軽減対策に取り組みます。

学校給食食材地産地消事業 **176 万円**

担当：産業振興課

- ◆ 町内小中学校の学校給食の食材について、町内で生産された農畜産物を活用し、食育の推進と地産地消普及啓発を行います。

遊休農地等の解消及び発生防止 **325 万円**

担当：農業委員会事務局

- ◆ 高齢化や労働力不足等により増加傾向にある遊休農地等の解消及び発生防止を図るために定期的にパトロールを行い、農地相談員を活用し所有者及び利用者との調整を図ります。

活用できる補助金等	内容
農地利用最適化交付金	活動・成果実績に応じた額を交付します。

農業者年金の推進**131 万円**

担当：農業委員会事務局

- ◆ 農業後継者や新規就農者へ啓発を行い、年金制度への理解を図り農業者年金加入を推進します。

活用できる補助金等	内容
政策支援	認定農業者など一定の要件を備えた意欲ある担い手には、保険料（月 2 万円）の 2 割（4,000 円）、3 割（6,000 円）、5 割（1 万円）の国庫補助があります。（最長 20 年間）

農道舗装の推進**727 万円**

担当：農地管理課

- ◆ 幹線農道のコンクリートによる舗装を行います。

農業基盤整備事業の推進**1,880 万円**

担当：農地管理課

- ◆ 農地の暗渠排水及び農道整備を行います。

圃場整備の推進**452 万円**

担当：農地管理課

- ◆ 関連土地改良事業区域内の圃場整備の取り組みに対して支援を行います。

農地中間管理事業の推進**525 万円**

担当：農地管理課・農業委員会事務局

- ◆ 担い手への農地集積・集約化を図るため農地中間管理事業を推進します。

多面的機能支払交付金事業及び新富町農地・水環境保全事業補助金の推進**6,301 万円**

担当：農地管理課

- ◆ 多面的機能支払交付金として、集落が共同して行う農地・農業用水等の保全管理と集落環境の向上を目的とした活動やその補修・更新等の活動に対して支援を行います。また、国の事業で支援できない活動に対しては、町単独事業として支援します。

環境保全型農業推進**26 万円**

担当：産業振興課

- ◆ 温暖な気候と豊かな土壌や水資源等を生かし、稲作や野菜生産に取り組んでいるが、近年の消費者の食の安全への関心や環境に対する意識の高まりに対応するため、環境負担の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要であるため、有機農業の取組に対する支援を行います。

活用できる補助金等	内容
環境保全型農業直接支払交付事業補助金	環境負担の軽減に配慮した農業の生産方式であるカバークロップ（緑肥）、堆肥の施用及び有機農業等に対し、支援を行います。

家畜伝染病防疫強化対策

124 万円

担当：産業振興課

- ◆ 口蹄疫、鳥インフルエンザ等の防疫強化対策を確立し、安心安全な畜産経営の構築を図ります。

酪農・肉用牛生産基盤強化促進事業肉

800 万円

担当：産業振興課

- ◆ 肉用牛の優良繁殖雌牛導入、高齢繁殖素牛更新、町内産肉用牛肥育素牛導入、乳用牛の後継牛確保及び畜産事業者育成組織の運営費用や飼養効率の向上を図るための機器購入等に対して支援を行います。

活用できる補助金等		内容
酪農・肉用牛生産基盤強化促進事業補助金	種牛改良対策事業補助金	優良な繁殖素牛の導入及び自家保留にかかる費用の一部を助成します。30万円以内/1頭（年2頭まで）
	高齢繁殖素牛更新対策事業補助金	高齢繁殖素牛を出荷し、新たな繁殖素牛の導入及び自家保留に係る費用の一部を助成します。3万円/1組（年5組まで）
	肥育素牛導入対策事業補助金	肉用牛事業者が、町内で産出された肥育素牛を導入に係る費用の一部を助成します。1万8千円/1頭（年15頭まで）
	乳用牛改良対策事業補助金	質の高い後継牛の自家保留に係る費用の一部を助成します。2万2千円/1頭（年10頭まで）
	生産基盤補助金（組織運営）	若手人材育成や畜産事業者の休暇体制の確立、及び受精卵移植技術の普及を目指す組織等の運営費用を一部助成します。1組織10万円以内
	生産基盤補助金（機器導入）	飼養効率の向上を図るための機器購入及び賃貸借の費用を一部助成します。上限20万円（千円未満切り捨て）。購入費用の10分の1以内

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策

5,431 万円

担当：産業振興課

- ◆ 担い手の育成、新規就農者及び農業後継者への牛舎整備等の支援を行い、肉用牛・乳用牛の増頭対策と収益力向上と生産基盤の強化に取り組みます。

2. 林業・水産業

海岸保安林の松くい虫防除

369 万円

担当：産業振興課

- ◆ 災害の防止とともに富田浜松林の優れた景観を残すために、松枯れを防止するための薬剤散布及び樹幹注入を行います。

新富町造林整備事業

170 万円

担当：産業振興課

- ◆ 災害防止などの森林の持つ多面的機能が持続的に発揮される森林づくりを推進するために、伐採跡地の再造林の支援を行います。

3. 商業、サービス業、工業

地元商店街等との連携

704 万円

担当：総合政策課・産業振興課

- ◆ 地元商店街等が地元の活性化のために企画・運営するイベントを支援します。
- ◆ 新富町商業共同組合と連携し、ギャラリーしんとみの企画内容の充実を図り、新富町の文化芸術を情報発信するとともに、併せて町の観光名所、特産品等の地域資源をアピールします。
- ◆ 九州各県対抗少年相撲大会などの各種イベントを通じて、地元商店街等での消費喚起を図ります。

商工業の振興

4,963 万円

担当：産業振興課

- ◆ 新富町商工会と連携し、中小企業、小規模事業者及び創業の支援のための体制強化を図ります。
- ◆ 商工会青年部・女性部の活動を促進し、地元経済を担う後継者の育成、交流の活性化に取り組みます。
- ◆ 中小企業及び小規模事業者のための町融資制度を実施し、金融機関と連携し中小企業等の資金調達を支援します。
- ◆ 意欲のある事業所の経営基盤強化、人材育成等を支援します。

活用できる補助金等	内容
新富町商工業人材育成助成事業補助金	人材育成研修に必要な経費に係る費用のうち、3分の2以内又は10万円のいずれか低い額を助成します。
新富町商工業繁盛店育成支援事業補助金	新たに行う販売促進活動及び個店の魅力を創出する活動等の経費及び消費税の増税への対応に必要な経費に係る費用のうち、3分の2以内又は20万円のいずれか低い額を助成します。
新富町企業グループ共同支援事業補助金	共同で新たに行う販売促進活動及び共同で魅力を創出する活動等の経費に係る費用のうち、3分の2以内又は50万円のいずれか低い額を助成します。
新富町創業支援補助金	創業及び第二創業を行うに当たっての活動等の経費に係る費用のうち、3分の2以内又は20万円のいずれか低い額を助成します。 加えて、空き家等の活用や移住者に対して加算金があります。
新富町人材確保推進補助金	人材確保を目的に行う事業活動の経費に係る費用のうち、3分の2以内又は10万円のいずれか低い額を助成します。
新富町新商品開発支援補助金	新たな価値を生み出す商品開発を目的に、6次産業化に向けての事業活動の経費に係る費用のうち、3分の2以内又は20万円のいずれか低い額を助成します。
新富町事業承継支援補助金	経営の円滑な承継を目的に、事業承継に向けての事業活動の経費に係る費用のうち、3分の2以内又は20万円のいずれか低い額を助成します。

企業誘致の推進

15万円

担当：総合政策課

- ◆ 新たな工業団地確保のための候補地の研究とあわせ、町外からの企業誘致に取り組みます。
- ◆ 西都・児湯地区企業立地促進協議会を核として広域的な企業誘致活動に取り組みます。

活用できる補助金等	内容
雇用奨励金	新富町から認定を受けた誘致企業等で、工場等の設置に伴い、操業開始の日前後それぞれ1年以内に雇用された新規常用雇用者について、1人当たり20万円を乗じて得た額(その額が1,000万円を超えるときは1,000万円)を1誘致企業等につき1回に限り助成する。かつ、障がい者を雇用する場合は、1人当たり10万円を加算、町内在住者を雇用する場合は、1人当たり10万円を加算して助成する。
工場等用地取得補助金	雇用奨励金の助成対象に該当し、工場等の設置に伴って1,000平方メートル以上の土地を取得(造成費を含む。)し、その土地を取得した日から3年を超えない期間内に操業を開始した誘致企業等に、工場等の設置に伴い取得した土地の適正な取得価格(造成費を含む。)に100分の30を乗じて得た額(その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円)を1回に限り助成する。
工場等関連施設整備補助金	工場等の設置に当たって、用水施設、排水施設、私設道路、緑地、駐車場等1件200万円以上の施設(工場等用地内施設を除く。)を整備する誘致企業等に、整備に要する経費の100分の50を乗じて得た額(その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円)を1回に限り助成する。
工場等用地賃借料助成金	工場等の設置に伴い賃借した土地に係る1月当たりの賃借料に100分の50を乗じて得た額(その額が100万円を超えるときは、100万円)を操業開始の日の属する年の翌年度1年間に限り助成する。
固定資産税の課税免除	国から地域経済牽引事業計画の確認をうけている、新富町から認定を受けた誘致企業等で、設置した誘致企業等が操業を開始した日以後において、新たに固定資産税を課することになる年度から3年間に限り、固定資産税の課税を免除する。
固定資産税の不均一課税	国から地域経済牽引事業計画の確認をうけていない新富町から認定を受けた町内立地企業で、設置した誘致企業等が操業を開始した日以後において、新たに固定資産税を課することになる年度から3年間に限り、1年0%、2年目0.35%、3年目0.07%の税率により課税する。

4. 観光

ふるさと納税推進事業

2億9,040万円

担当：総合政策課

- ◆ 地場産品を活用したふるさと納税事業を推進します。

乗車券販売事業

477万円

担当：総務課

- ◆ 日向新富駅における乗車券販売の運営を推進します。

日本遺産PR事業

20万円

担当：生涯学習課

- ◆ 日本遺産を地域の活性化につなげるため、関係自治体と連携し日本遺産関連事業（ミュージカル公演、絵本作成、古墳体操制作等）の取組を進め、ホームページやSNS等を活用し積極的な情報発信・普及啓発を図ります。

新富温泉「サン・ルピナス」の集客

750万円

担当：総合政策課

- ◆ 新富温泉「サン・ルピナス」の集客を図るため、指定管理者と連携し、PR活動を積極的に行います。
- ◆ お客様の声を大切にし、お客様のニーズにあったサービスをより一層強化します。
- ◆ 施設を気持ちよく利用していただけるよう老朽化による修繕を迅速に行います。

観光振興

250万円

担当：産業振興課

- ◆ こゆ地域づくり推進機構が核となり、地域資源を活用したイベント等を通じた魅力発信に取り組めます。

広域的な観光振興

13万円

担当：産業振興課

- ◆ 宮崎県観光協会や、さいとこゆ観光ネットワークと連携し、広域連携による観光PRに取り組めます。

5. 地方創生

経済・産業の活性化

3,778万円

担当：総合政策課

- ◆ こゆ地域づくり推進機構が核となり、地域資源を活用した商品開発、地場製品の販売、生産者・事業者等の経営力強化のための人材育成、観光・移住を絡めた定住促進に取り組みを支援します。

町内への「賑わい」の創出

1億864万円

担当：総合政策課

- ◆ 民間資金によって、テゲバジャーロ宮崎のホームスタジアム（J3基準スタジアム）を整備します。
- ◆ 県内のサッカー競技の中心地となるフットボールセンターの整備を行います。

第5節 ビジョンを実現するための行政 の取組

1. 行財政
2. 町民参加の推進
3. 行財政運営の効率化

1. 行財政

長期総合計画の実効性の確保

担当：総合政策課

- ◆ 基本構想および基本計画に基づく施策について、毎年度の事業実施計画書を作成するとともに、前年度の検証を実施し、公表します。

2. 町民参加の推進

行政情報の公開

担当：財政課

- ◆ 町の財政状況について、予算（決算）議決（認定）ある後、速やかに広報誌及び町のホームページに掲載し、情報公開に努めます。

広報誌等による情報提供の充実

188 万円

担当：総務課

- ◆ 町広報誌、町のホームページの活用により町民への情報提供の充実を図ります。

開かれた議会の実現

担当：議会事務局

- ◆ 町民が参加できる議会を目指し、議会報告会や町民の声を広聴できるよう意見交換会などへの取組みについて補助・支援を行います。

議会広報の充実

88 万円

担当：議会事務局

- ◆ 町民の読みやすい「議会だより」になるよう、アンケート等を実施し、多くの町民に読んでいただける広報誌を目指します。
- ◆ 議会活動の内容を町内外へ発信するため、ホームページの充実を図ります。
- ◆ 議会広報特別委員会の研修の補助・支援を行います。

先進性のある議会の実現

258 万円

担当：議会事務局

- ◆ 政策提言につながる各常任委員会及び特別委員会の行政調査及び町民の意見を国等に訴えるための要望活動の補助・支援を行います。

地区（自治会）加入の推進及び地区組織の活性化

担当：総務課

- ◆ 環境整備や防犯・防災、青少年育成など地域に愛着を持ち、自主的・主体的に活動できるようだれもが住みやすい安全・安心のまちづくりを目指し、広報誌等で地区加入を呼びかけ、転入者に対する地区加入チラシの配布等、地区組織の拡充を図ります。
- ◆ 地区組織活性化のための取組みを推進していきます。

地域づくり事業の推進

916 万円

担当：総合政策課

- ◆ まちづくり条例に基づく一般枠・イベント開催枠を広く町民に周知し、一般枠のさらなる実績増を目指します。
- ◆ まちづくりを推進するためのリーダーの発掘・育成に取り組みます。
- ◆ 新富出身者等で構成する新富会関東支部の活動を支援し、交流活動を通じて本町の魅力を情報発信します。

活用できる補助金等	内容
<p>まちづくり補助金</p> <p>[対象] まちづくり団体 自治組織</p>	<p>地域の活性化や課題解決を目的に、新たに取り組む事業や、既存の事業を拡充する場合で、世代を超えた多くの町民が見込まれる公益性のある事業を実施する団体に交付します。</p> <p>(1) 一般枠 まちづくり団体が行う、広域的なまちづくりを行うための事業 補助額補助対象経費の 10/10 以内(限度額 10 万円)</p> <p>(2) 地域コミュニティ活性化枠 自治組織が行う生涯学習活動や世代を超えた地域コミュニティの持続的な発展のために行う事業 補助額補助対象経費の 10/10 以内(限度額 6 万円)</p> <p>(3) イベント枠 まちづくり団体が行う広く町民を対象にしたイベント開催に係る事業 補助額町長が定める額</p>

3. 行財政運営の効率化

財政運営の効率化

担当：財政課

- ◆ 財政運営の効率化を図るため、歳出費目の無駄の洗出しを行い、予算に反映します。
- ◆ 事業の必要性の検討を行うとともに優先順位を決め、歳出の安定化を図り、予算に反映させます。
- ◆ 国・県補助金を活用することにより財源を確保し、財政運営の健全化を図ります。

財源の確保

担当：財政課

- ◆ プライマリーバランス（町債発行額を除く歳入と、公債費を除く歳出の差で、基礎的な財政収支を示すもの）の黒字を維持し、財政健全化指数等も注視しながら引き続き健全な財政運営の維持を図ります。

家屋全棟調査

66 万円

担当：税務課

- ◆ 現在課税されている家屋との公平性を確保するため、「家屋調査支援システム」を基に課税されていない家屋を調査します。
- ◆ 平成 29 年度に撮影した航空写真と旧航空写真データとを比較し、区域毎に効率的な抽出作業をおこない、現地調査を実施します。併せてその成果を家屋調査システムに反映させデータの修正更新を行うことで、課税漏れ等の縮減に努めます。

固定資産（土地）評価総合調査業務

670 万円

担当：税務課

- ◆ 各地目ごとに公平な評価を確保するため、所在地・利用状況等により現行評価を検証するとともに、新たに一般農地・山林の評価見直しを行い、適正評価を図ります。この業務は、3年ごとの評価替えにあわせて実施するものです。

今年度は、次のとおり作業を行います。

- ① 地域総合調査
- ② 用途地区、状況類似地域及び状況類似区分の見直し
- ③ 標準宅地及び観測路線設定・選定・調査
- ④ 地価形成要因把握
- ⑤ 評価基準作成
- ⑥ 標準地等評点決定
- ⑦ 画地計測・画地認定図作成
- ⑧ 地番路線図作成

キャッシュレス決済の拡充

担当：税務課

- ◆ スマートフォンアプリ（みやぎん P a y）の導入に引き続き、キャッシュレス決済の更なる拡充に向け、会計課と協力連携しながら検討し、町民の利便性の向上を目指します。

未納者への対応

担当：税務課

- ◆ 納期限を過ぎた未納分がある方には、早期に納付依頼文書を送付して、滞納金額が増加することを防ぎます。
- ◆ 納付が困難な方については、相談により、年度内完納となるような納付計画を立てます。
- ◆ 督促状や催告書を送付しても、納付や反応のない方に対しては、税の公平性を保つことを目的として、法に基づいた滞納処分を速やかに行います。

公金管理の効率化

担当：会計課

- ◆ 町公金を適正に管理していくため、財政部局と連携し安全で効率的な資金運用に努めます。

税金等の納付方法の拡充

担当：会計課

- ◆ 納付者の利便性及び収納率向上を図るため、税務課と連携し、パソコンや携帯等で納付ができるよう納付方法の拡充に努めます。

行政運営の効率化

担当：総務課

- ◆ さらなる行政運営の効率化を目指し、行政需要に対応した組織体制にし、業務内容に応じた職員構成、適正な人員配置に取り組みます。

窓口業務のサービス向上

担当：町民課

- ◆ 来庁者へ優しく丁寧な対応とわかりやすい案内の充実を心掛け、来庁者の目線に合わせた温かみのある窓口を目指します。
- ◆ 業務知識を深めて信頼される職員を目指すために、法務局等の各種研修会に積極的に参加します。
- ◆ 各種証明書の発行、多様化する来庁者への幅広い問い合わせや要望に対応するため、関係各課と連携しながら来庁者の皆様の利便性をはかります。

国民年金の充実

担当：町民課

- ◆ 国民年金制度に関する理解を深めてもらうため、町広報誌及びホームページを通じて広く広報を行います。
- ◆ 窓口にて「ねんきんネット」を活用し、町民の皆様の年金記録の照会等を行い、サービスの向上に努めます。

職員の資質の向上

244 万円

担当：総務課

- ◆ 職員の資質の向上のため次の事業に取り組みます。
- ① 人事評価制度を充実させ、人材育成を図ります。
- ② 宮崎県との人事交流を行います。
- ③ 市町村研修センターの実施する研修に参加します。
- ④ 町独自の派遣研修を積極的に行います。
- ⑤ 職員に対する独自研修を充実させます。
- ⑥ 職員の心身にも気を配り、メンタルヘルス研修やカウンセリングを行います。